

山口県土木工事共通仕様書(港湾編)

本編

新旧対照表

山口県土木建築部

山口県土木工事共通仕様書（港湾編） 本編 新旧対照表

行又は項目	現行 (R2.10)	一部改訂 (R2.11)	備考
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	22. 「連絡」とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの <u>署名又は押印が不要な</u> 手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	22. 「連絡」とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	行政手続きに関する取扱いの変更による。
	26. 「書面」とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、 <u>署名又は押印したものを</u> 有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、 <u>指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた</u> 工事帳票については、 <u>署名又は押印がなくても</u> 有効とする。	26. 「書面」とは、手書き、印刷による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、 <u>文書の真正性が確認されたものを</u> 有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成された工事帳票については、 <u>手書き、印刷によらなくても</u> 有効とする。	”